

# ○競輪の番組編成の要領

(平成19年10月 1日 平成19・10・01製第24号認可)

最終改正 令和5年6月2日 20230525製第5号認可

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（以下「法」という。）第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程（以下「業務規程」という。）第156条第1項の規定に基づき、競輪施行者の競輪の実施に関する事務又は競輪施行者から委託を受けて法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）が行う法第3条第1号に定める競輪の実施に関する事務のうち、番組編成の要領をここに定める。

## 目次

### 第1章 執務の方針

### 第2章 番組と番組編成

#### 第1節 番組

#### 第2節 番組編成

### 第3章 出場選手のあっせん依頼

### 第4章 番組編成の執務の方法

#### 第1節 番組編成に係る準備業務

#### 第2節 番組編成に係る前検日の業務

#### 第3節 番組編成に係る開催日の業務

#### 第4節 番組編成上の勝ち上がり基準

#### 第5節 競走不成立等の場合の取扱い

#### 第6節 競輪開催日取りの延期に伴う概定番組の取扱い

#### 第7節 選手の出場あっせん辞退に関する業務

様式

### 第1章 執務の方針

番組編成に携わる者は、選手の能力や特性、競走の実態等の把握に努めるとともに、常に研究的、創造的態度で取り組まなければならない。

### 第2章 番組と番組編成

#### 第1節 番組

##### 1 番組

競輪の番組は、開催における基本的な単位である1節又は1開催において、級又は班ごとの勝ち上がり対戦方式を基本とする競走群（以下「トーナメント」という。）1以上をもってそれぞれ構成される。

## 2 競輪の種類とトーナメント構成

競輪の種類	主なトーナメント構成	特 色
G P	開催要綱において定めるS級又はL級競走	G Iの優勝者等による競輪界最高の競走である。
G I	各開催要綱において定めるS級又はL級トーナメント	競輪トーナメントにおいて最高位に格付けされ、出場選手の内容等は各開催要綱に基づきS級又はL級選手の中から選考されたものである。
G II	各開催要綱において定めるS級トーナメント又はS級A級混合競走	S級トーナメント又はS級A級混合競走であって、出場選手の内容等はG Iに次ぐものであり、各開催要綱に基づきS級又はA級の選手の中から選考されたものである。
G III	S級トーナメント	S級トーナメントであって、出場選手の内容等は、S級選手のあるによるものである。
F I	S級トーナメントに加え、A級1・2班トーナメント、L級トーナメントのいずれか若しくは双方との組合せ	S級トーナメント出場選手の内容等は、S級選手のあるによるものである。 A級1・2班トーナメント出場選手の内容等は、A級1・2班選手のあるによるものである。 L級トーナメント出場選手の内容等は、L級1班選手のあるによるものである。
F II	A級1・2班トーナメント、A級3班トーナメント及びL級トーナメントのいずれか若しくはいずれかとの組合せ	各競輪場が年間を通じて開催する上記以外の競輪である。 なお、A級1・2班トーナメントおよびL級トーナメント出場選手の内容等は、F Iに準ずるものとし、A級3班トーナメント出場選手の内容等は、A級3班選手のあるによるものである。 また、F IIにはG PからF Iに含まれない例外的なトーナメント及び競走等がある。

競輪の種類	主なトーナメント構成	特 色
250	S級トーナメント、S級A級混合トーナメント、A級トーナメント及びL級トーナメントのいずれか若しくはいずれかとの組合せ	<p>250競走により、1日に最大2回競走に出場する競輪である。</p> <p>S級トーナメント出場選手の内容等は、S級選手のあっせんによるものである。</p> <p>S級A級混合トーナメント出場選手の内容等は、S級選手及びA級選手のあっせんによるものである。</p> <p>A級トーナメント出場選手の内容等は、A級選手のあっせんによるものである。</p> <p>L級トーナメント出場選手の内容等は、L級選手のあっせんによるものである。</p>

なお、GⅢ、FⅠ、FⅡ及び250については、固有のタイトルを付すことができる。

## 第2節 番組編成

### 1 番組編成

番組の編成は、当該競輪の開催要綱に記載する内容及び次項に掲げるところにより、出場選手に係るトーナメントにおける競走ごとの対戦選手の組合せを決定することである。

具体的な方法と基準については、第4章「番組編成の執務の方法」による。

### 2 競輪の種類と番組の編成

#### (1) GP

GP開催要綱に基づいて編成する。

#### (2) GI

当該GI開催要綱に基づいて編成する。ただし、当該トーナメントにおいて、失格となった選手は次に出走すべき予定の競走から除外する。

#### (3) GII

当該GII開催要綱に基づいて編成する。ただし、当該トーナメントにおいて、失格となった選手は次に出走すべき予定の競走から除外する。

#### (4) GⅢ・FⅠ・FⅡ・250

① 開催要綱を特に定める競輪を除き、選手が1回の競輪参加において、2日間、3日間又は4日間を通じて競走に出場するよう、トーナメントごとに、本財団があらかじめ定めた対戦選手の組合せの基準（以下「概定番組表」という。）に基づいて編成する。

ただし、やむを得ない事由が生じ、概定番組表によることができない場合は、特別に編成することができる。

② 当該トーナメントにおいて、失格となった選手は、次に出走すべき予定の競走から除外する。

### 第3章 出場あっせんの依頼

#### 1 希望選手（正選手及び予備選手）の選出

開催要綱に定めるトーナメントごとに、開催状況、選手の交流等を勘案し、選手の脚力、脚質、競走技術、競走成績等を総合的に検討して必要数の選手を選出する。なお、予備選手については、トーナメントごとに1名以上を選出する。

#### 2 概定番組の選択

開催要綱、希望選手を勘案して、最も適当と判断される概定番組を開催の都度、トーナメントごとに概定番組表に掲げるものの中から選択する。

#### 3 あっせん依頼の手続

出場選手のあっせん依頼は、出場選手あっせん依頼書（様式第1）に開催要綱及び希望選手名簿（様式第2）を添えて、当該競輪（節）が開催される月（月と月とにまたがって開催される節については実施される日数の多い方の月とし、日数が等しいときは初日の属する月とする。）の2月前までに本財団に対して行う。その際、予備選手のあっせんも併せて依頼する。

なお、当該開催に特別な趣向、企画等がある場合には、その旨を出場選手あっせん依頼書に明記する。

### 第4章 番組編成の執務の方法

#### 第1節 番組編成に係る準備業務

#### 1 出場あっせん選手に関する検討及び措置

本財団から、出場あっせん選手の通知があったときは、出場あっせん選手一覧表（様式第3）に基づき、出場あっせん選手の中に、あっせん辞退選手、同一級又は班別の親族選手等の有無及び同一都道府県選手の制限数について検討し、該当選手があったときは、速やかに本財団に対して当該選手のあっせん取消及びこれを補充する選手の追加あっせんを依頼する。

また、業務規程第147条第5号、第6号に該当する選手があったときも、同様に措置するものとする。

#### 2 選手の参加申込みの確認

選手から所定の手続きにより参加の申込みがあったときは、出場あっせん選手一覧表の内容と参加申込みの内容とを照合確認する。

参加申込みの内容が出場あっせん選手一覧表の内容と一致しないときは、速やかに本財団に連絡して措置する。

#### 3 参加の受付

参加申込み選手を確認し、その参加申込みを受け付けたときは、当該選手に対して参加通知を行う。

#### 4 出場選手の競走能力の把握

出場選手の脚力、脚質、競走技術、競走成績等について出場あっせん選手成績一覧表、その他の資料に基づき出場選手の能力を事前に十分に把握する。

#### 5 番組編成カードの作成

出場あっせん選手一覧表、参加申込みの内容及び前項の結果をもとにして出場選手全員について所要事項（選手名、登録番号、級班、年齢、登録府県、使用自転車名、ギヤ倍数、直近の平均競走得点、最近の成績等）を記載した番組編成カードを作成する。

#### 6 不参加選手の措置

参加申込選手から競輪開催（節）の最初の日の前日（以下「前検日」という。）の前日までに、所定の手続により不参加の届出があったときは、速やかにこれを補充する選手の追加あっせんを、本財団に対して依頼し、追加あっせんを受けたときは、速やかに当該選手に対して参加を通知する。

また、出場あっせん変更選手についての措置は、これに準じて行う。

#### 7 先頭員の選任及び報告

先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）の選任及び報告は、以下のとおり行う。

- (1) 先頭員を使用しようとするときは、原則として担任都道府県内の先頭員に開催初日の概ね2週間前に連絡し、当該開催に先頭員として出場できるか否かの状態と、出場意志の有無を把握する。
- (2) 前号の結果に基づいて使用予定選手を決定し、開催初日の概ね10日前にその選手名と使用期間を本財団へ通報するとともに、当該先頭員に対し参加通知を行う。
- (3) 使用を予定した先頭員が事故のため所要人員に不足を生じたときは、他の先頭員をもって補充し、補充選手名とその使用期間を遅滞なく本財団へ通報する。
- (4) 前号の補充ができない場合は、他府県選手で先頭員として認定された選手をもって補充する。
- (5) 業務規程に基づく出場あっせん保留、出場あっせん停止及び出場あっせんをしない処置の適用を受けた者については、先頭員として認定されている場合であっても、当該処分適用期間においては先頭員として使用しない。

#### 8 関係委員に対する先頭員の通報

当該競輪の先頭員を決定したときは、開催日の前日までに関係委員に通報する。

### 第2節 番組編成に係る前検日の業務

#### 1 出場選手の確認

選手管理委員と連絡して速やかに出場選手を確認し、不参加選手があったときは、その状況を把握する。

#### 2 欠場選手の補充

- (1) 出場選手に不足を生じたときは、予備選手をもってこれを補充する。
- (2) 予備選手を補充してもなお出場選手に不足を生じたときは、当該競輪の最終日と次に参加する競輪の開催初日との間が原則として3日以上空いている選手であって他の競輪の参加に

支障のない選手を流用し、参加させることができる。

なお、流用選手の選定に当たっては、本財団と協議して行うものとする。

### 3 出場選手の過去の出場競輪における競走成績等の調査

出場選手の脚力その他の状態を的確に把握するため、競輪事業を実施するために整備された情報システム等により過去の競走成績等を調査検討し、特に詳細に調査する必要があると認めるときは、当該選手から事情を聴取し、その結果を番組編成カードに記入する。

### 4 使用自転車名等の記録

検車委員から出場選手の使用自転車名及びギヤ倍数の通報を受けたときは、番組編成カードにそれぞれ記入する。

### 5 概定番組の変更

出場選手のあっせん依頼に際し選択採用した概定番組について、出場選手に大幅な変更があった場合等やむを得ない事情により、採用予定の概定番組を使用することが適当でないと認められるときは、出場選手に対して事情を説明した後、概定番組を変更することができる。

ただし、この場合にあっても、概定番組表の中から選択するものとする。また、概定番組を変更したときは、速やかに本財団に報告する。

## 6 節の第1日の番組編成

節の第1日の番組の編成は、出場選手が確定した後、概定番組に従い、番組編成カードを使用し、次によりトーナメントごとに出場選手の競走番号及び選手番号を決定し、番組表（様式第4）を作成して行う。

#### (1) 出場選手の種目別の割り振り

番組編成委員は、特に選抜した選手をもって行う競走種目を採用する概定番組にあつては、第4章第1節第4項及び第2節第3項の検討、調査に基づき、必要な数の選手を選抜し、競走種目群ごとに出場選手を割り振る。

#### (2) 出場選手の競走別の割り振り

番組編成委員は、競走種目群ごとの出場選手を、選手の脚力、脚質、地区バランス等を勘案して、競走ごとに割り振り、出場選手の競走番号を決定する。ただし、250競走においては、タイムトライアルの成績等を勘案する。

#### (3) 出場選手の選手番号の決定

番組編成委員は、競走ごとの出場選手の選手番号を、選手の脚力、脚質等を勘案して決定する。

#### (4) 発走位置における並び順の決定

番組編成委員は、250競走における出場選手の発走位置について、並び順をあらかじめ抽選等により決定する。

## 7 番組の発表

第1日の番組表を作成したときは、関係者に通報した後、出走表の掲示その他の適切な方法により発表する。

## 8 出走表の記載内容

出走表には、競輪名称、年月日、開催日次、各競走ごとに競走の種類、競走の種目、競走の距離、賞金、発走時刻、競走番号、選手番号、連勝式番号、選手名、選手の登録府県、年齢、選手番号別の色、使用自転車のギヤ倍数及び前走の競走成績、その他必要な事項を記載する。

なお、選手の使用自転車名、最近の出場競輪名、出場の月、競走成績、平均競走得点及び当該競輪場における各級距離別の制限タイム、最高記録者とそのタイム、その他入場者並びに車券売上金額等を必要に応じて記載することができる。

#### 9 先頭員の決定

番組編成委員は、先頭固定競走にあつては、競走ごとの先頭員を決定し、先頭誘導選手通報書（様式第5）により関係委員に通報する。

### 第3節 番組編成に係る開催日の業務

#### 1 選手の競走状況等の把握

競走ごとに、選手の競走状況を詳細に観察して、脚力、体調等の把握に努め、実力を十分に発揮できなかったと思われる選手があつたときは、関係委員と連絡して事故防止に努めるとともに、事後の番組編成について配慮する。

#### 2 競走成績の記録

審判委員から競走終了ごとに競走選手の競走成績（着位、着差、先頭本数等）の通報を受けて当該選手の番組編成カードに記入する。

#### 3 使用自転車等の変更の記録

検車委員から使用自転車名及びギヤ倍数の変更の通報を受けたときは、変更のあつた選手の番組編成カードの該当事項を訂正する。

#### 4 中途欠場選手の補充

出場選手に不足を生じたときは、本財団が別に定める「中途欠場選手の補充について」により、補充することができる。

#### 5 第2日以降の番組編成

第2日以降の番組の編成は、翌日の出場選手が確定し、当日行われた競走の着位によって競走ごとに進出する選手が決定したときに、前節第6項から第9項までに準じて行う。この場合において、同着、同一着位（同一種目の競走が複数あるときに、それぞれの競走で同一の着位となつた選手のすべてを上位競走に勝ち上がらせることができない場合をいう。）、棄権及び競走不成立があつた場合の番組の編成については、次節及び第5節の基準により行う。

#### 6 番組の再編成

雨天等により、第5競走の出場選手の発走するまでに開催を中止した場合の翌日の番組は、中止した日に実施した競走については再編成し、未実施競走については原則として再編成しないものとする。

この場合において、中止した日に実施した競走の着位は、翌日の競走への進出の対象としない。

#### 第4節 番組編成上の勝ち上がり基準

1 トーナメントにおいて、概定番組に従い翌日の競走に進出する選手の選出の基準は、当日の競走における着位を基本として、同着、同一着位、棄権、競走不成立があった場合には、第2項から第6項まで及び次節の規定により選出する。ただし、複数回の競走成績を総合して翌日以降の競走に進出する選手を決定する概定番組における、選手の選出の基準は、本財団が別に定める。

なお、補充選手についても同様に取り扱うこととする。

2 概定番組上、着位によらず出場選手の全員が同一種目の競走に進出することのできる競走種目においては、落車等により棄権した選手であっても当該同一種目の競走に進出させる。

3 同一種目の競走において、そのいずれかの競走に同着となった選手がある場合は、当該競走ごとに、次の各号の方法により、当該競輪で実施された競走の成績を基に（第5号の方法によるときを除く。）選手の優先順位を定め、上位競走に勝ち上がる選手を決定する。1個レースに限り実施される種目の競走において同着となった選手がある場合の勝ち上がり者の決定についても、同様とする。

(1) 同着となった競走の直近前回に出走した競走（以下「直近前走」という。）の成績がある者を優先する。

(2) 同着となった競走の直近前走の競走種目の格が異なる場合は、着位に関係なく上位格の競走から進出した者を優先する。

(3) 同着となった競走の直近前走の競走種目の格が同じ場合は、直近前走における着位が上位の者を優先する。

(4) 前3号の方法によって勝ち上がり者を決定できない場合は、順次その前回に出走した競走にさかのぼって前3号の方法に準じて勝ち上がり者を決定する。

(5) 前号の方法によっても勝ち上がり者を決定できない場合及び同着となった競走の直近前走の成績がない場合は、直近の競走成績を基に勝ち上がり者を決定する。

(事例)

準決勝競走3個レースの中から1～3着者計9名が決勝競走へ、4～6着者計9名が順位決定競走へ、7～9着者計9名が特選A競走へそれぞれ勝ち上がる概定番組において、3個レースのうちのいずれかに1着同着が9名出た場合

準 決 勝	Aレース	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	Bレース	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	Cレース	1	2	3	4	5	6	7	8	9

決勝へ Aレース1着同着9名のうち第1号から第5号までの方法による優先順位の1～3番手3名及びB・Cレースの1～3着者6名の計9名を決勝競走に進出させる。

順位決定へ Aレース1着同着9名のうち第1号から第5号までの方法による優先順位の4～6番手3名及びB・Cレースの4～6着者6名の計9名を順位決定競

走に進出させる。

特選Aへ Aレース1着同着9名のうち第1号から第5号までの方法による優先順位の7～9番手3名及びB・Cレースの7～9着者6名の計9名を特選A競走に進出させる。

4 同一種目の競走のそれぞれにおいて同一の着位となったすべての選手を上位競走に勝ち上がらせることができない場合は、第3項の規定に準じて選手の優先順位を定め、勝ち上がり者を決定する。

5 同一種目の競走において棄権して着位のない選手があった場合は、他の同一種目の競走の着位を有する選手を優先して上位競走に勝ち上がらせるものとする。

(事例1)

準決勝競走3個レースの中から1～3着者計9名が決勝競走へ、4～6着者計9名が順位決定競走へ、7～9着者計9名が特選A競走へそれぞれ勝ち上がる概定番組において、3個レースのうちのいずれかに棄権者が7名出た場合

準 決 勝	Aレース	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	Bレース	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	Cレース	1	2	棄権						

決勝へ A・Bレースの1～3着者6名、Cレースの1・2着者2名及びA・Bレースの4着者2名のうち第4項の規定による優先順位の上位者1名の計9名を決勝競走に進出させる。

順位決定へ A・Bレースの4着者2名のうち決勝競走へ進出できなかった者1名及びA・Bレースの5～8着者8名の計9名を順位決定競走に進出させる。

特選Aへ A・Bレースの9着者2名及びCレースを棄権した7名の計9名を特選A競走に進出させる。

(事例2)

準決勝競走3個レースの中から1～3着者計9名が決勝競走へ、4～6着者計9名が順位決定競走へ、7～9着者計9名が特選A競走へそれぞれ勝ち上がる概定番組において、3個レースのすべてに次のように棄権者が出た場合

準 決 勝	Aレース	1	2	3	4	5	6	7	8	棄権
	Bレース	1	2	3	4	5	棄権	棄権	棄権	棄権
	Cレース	1	2	3	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権

決勝へ A・B・Cレースの1～3着者の計9名を決勝競走に進出させる。

順位決定へ Aレースの4～8着者5名、Bレースの4・5着者2名及びCレースを棄権した6名のうち第3項の規定による優先順位の上位者2名の計9名を順位決定競走に進出させる。

特選Aへ Aレースを棄権した1名、Bレースを棄権した4名及びCレースを棄権した6名のうち順位決定競走へ進出できなかった者4名を特選A競走に進出させる。

6 落車負傷等により、以後の競走に出場させる選手数に不足を生じたときは、当該競走よりも下位の種目の競走に進出すべき選手の中から、次の各号の方法による優先順位が上位の選手を順次繰上げ充当して、番組を編成することができる。この場合において、繰上げ充当の対象とすることができる下位の種目の範囲について特に定めのある概定番組については、あらかじめ定められた範囲において繰上げ充当するものとする。

- (1) 出場させる選手数に不足を生じた競走の種目の格に近い種目の競走に進出すべき選手を優先する。
- (2) 前号の進出すべき競走（以下「進出予定競走」という。）の種目が同じ選手にあっては、進出予定競走の直近前走の競走種目の格が上位の選手を優先する。
- (3) 進出予定競走の直近前走の競走種目の格が同じ選手にあっては、その競走における着位（同着となった選手については、同着となった着位から起算して、第3項の規定による優先順位の順に着位を付与し、その着位（以下「仮着位」という。）をそれぞれの選手の着位とみなす。）が上位の選手を優先する。
- (4) 前号の着位が同じ選手にあっては、第4項の規定に準じて定めた優先順位が上位の選手を優先する。ただし、仮着位を付与された選手（第3項の規定による優先順位が第2位以下の選手に限る。）があるときは、当該選手を優先するものとする。

（事例）

準決勝競走3個レースの中から1～3着者計9名が決勝競走へ、4～6着者計9名が順位決定競走へ、7～9着者計9名が特選A競走へそれぞれ勝ち上がる概定番組において、3個レースのうちのいずれかに3着同着が7名あり、別のレースにおいてゴール後の落車により2名が決勝競走に出場することができなくなった場合

準 決 勝	Aレース	1	2	③	③	③	③	③	③	③
	Bレース	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	Cレース	1	2落	3落	4	5	6	7	8	9

順位決定競走に進出すべき選手のうち、Aレース3着同着者7名のうち第3項の規定による優先順位の2番手（Aレースにおける仮着位が4着の選手）1名及びB・Cレースの4着者2名の計3名の中から、2名を決勝競走に繰り上げる。準決勝競走の着位が上位であるAレース3着者1名を優先して繰り上げ、残余の1名については、B・Cレースの4着者2名のうち第4項の規定による優先順位の上位者1名を繰り上げる。

#### 第5節 競走不成立等の場合の取扱い

- 1 不成立となった競走又は実施されなかった競走（第5競走の出場選手の発走するまでに開

催を中止した場合を除く。以下「不成立競走等」という。)があった場合の勝ち上がりについては、概定番組を変更することなく、当該競走ごとに抽選により着位を与え、その着位(以下「みなし着位」という。)を基に勝ち上がる選手を決定する。この場合において、みなし着位は、不成立競走等以後の番組編成に当たり、競走に出走したときの着位と同等に取り扱うものとする。

- 2 みなし着位を決定する抽選を行うに当たり、不成立となった競走における落車等により、翌日の出走が不可能と判断される選手がいる場合は、当該選手を抽選の対象から除外する。
- 3 全選手が棄権し、決勝線に到達した選手がいなかったことにより競走不成立となった場合は、第1項の規定にかかわらず、みなし着位を与えずに全選手を棄権扱いとする。この場合において、不成立競走以後の勝ち上がりについては、前節第5項の規定に準じて決定するものとする。

#### 第6節 競輪開催日取りの延期に伴う概定番組の取扱い

雨天等の理由により開催日取りの延期の限度内に所定の日数の開催ができない場合の番組編成は、開催が可能な範囲内で順次第1日(4日)・第2日(5日)の概定番組により編成するものとする。

(例)

	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	措 置
①	晴 (実施)	雨 (順延)	雨 (順延)	雨 (順延)	晴 (実施)	○月5日については、第2日(5日)の概定番組
②	雨 (順延)	晴 (実施)	雨 (順延)	雨 (順延)	晴 (実施)	〃
③	雨 (順延)	雨 (順延)	晴 (実施)	雨 (順延)	晴 (実施)	〃
④	雨 (順延)	雨 (順延)	雨 (順延)	晴 (実施)	晴 (実施)	○月4日は第1日(4日)○月5日は第2日(5日)の概定番組

	○月 1 日	○月 2 日	○月 3 日	○月 4 日	○月 5 日	措 置
⑤	雨 (順延)	雨 (順延)	雨 (順延)	雨 (順延)	晴 (実施)	○月 5 日については、第 1 日 (4 日) の概定番組

(注) 順延については、第 5 競走発走以前に中止した場合を含む。

#### 第 7 節 選手の出場あっせん辞退に関する業務

- 1 出場あっせんで辞退しようとする選手を決定するときは、選手管理、審判等関係委員と緊密に連絡し、該当選手に関する競走の成績、競走の状況、その他記録、資料等を詳細かつ具体的に検討し、当該競輪施行者と協議して行う。
- 2 選手の出場あっせん辞退又はその解除を決定したときは、あっせん辞退選手名簿（様式第 7）又はあっせん辞退解除選手名簿（様式第 8）により本財団に通知する。
- 3 あっせん辞退選手を更新しようとするときは、あっせん辞退更新選手名簿（様式第 9）により本財団に通知する。

なお、更新に当たり、従来のおっせん辞退選手を解除するときは、あっせん辞退解除選手名簿を添付する。

#### 附 則

この要領は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 82 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 19 年 10 月 1 日）から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

**附 則**（平成 20 年 12 月 25 日 平成 19・12・28 製第 5 号認可）

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 20 年 3 月 31 日 平成 20・03・28 製第 40 号認可）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 4 月 17 日 平成 24・03・30 製第 32 号認可）

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

**附 則**（平成 25 年 3 月 19 日）

この要領は、公益財団法人 J K A の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

**附 則**（平成 29 年 6 月 6 日 20170525 製第 3 号認可）

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和元年 11 月 28 日 20191121 製第 3 号認可）

この要領は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 5 月 7 日 20210426 製第 2 号認可）

この要領は、2021年5月7日から施行する。

**附 則** （令和5年6月2日 20230525製第5号認可）

この要領は、経済産業大臣認可の日（2023年6月2日）から施行する。

あっせん課 御中

文書番号 第 号  
年 月 日

出場選手あっせん依頼書

管理番号

1 実施競輪場

※.....開催要領.....※

2 年度・節

3 施行者

4 回・代替

5 グレード

6 名称

7 開催日程

8 級班構成人員

合計

概定 計

※.....S級.....※

※.....A級.....※

※.....L級.....※

正 計

正 計

正 計

正 計

正 計

備考

9 概定番組 ※.....目次： 日 .....

レース 概定 クラス 種目

発走予定 距離

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12





様式第 4

番 組 表

競走番号	級別	競走種目	競走の種類	競走の距離	発走
				m	時 分
	選 手 名	年 齢	自 転 車 名	登 録 府 県	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

様式第5

関係委員殿

先頭誘導選手通報書

受付	入力	確認

\_\_\_\_年度第\_\_\_\_回\_\_\_\_営

競輪場	
競輪種類	
節	第 節
日次	第 日
年月日	・      ・

下記のとおり通報します。

番組編成委員\_\_\_\_\_

普通・先頭固定競走の区別

1 R	2 R	3 R	4 R	5 R	6 R	7 R	8 R	9 R	10 R	11 R	12 R

登録番号	選手名	級 班	使用自転車		競 走 番 号			備考
			コード	自転車名	1	2	3	

摘 要 ..... ..... .....
--------------------------------

様式第6 削除

様式第7

No. \_\_\_\_\_

公益財団法人 J K A 殿

文書番号 第 号 ( . . )

競技実施法人名

あっせん辞退選手名簿

級班	登録府県	登録番号	選手名	辞退する 競輪場	辞退適用 年月日
(理由)					

- 注 1 「理由」欄には、冒頭にあっせん辞退理由の該当項目（大別による）を記入し、内容を具体的に記入すること。
- 2 「確認」欄は、記入しないこと。
- 3 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo. 欄に順序に従って数字を記入すること。

(確認)



